

令和5年9月4日
水管理・国土保全局水政課

一級河川の区間を見直します

～国民の安心、安全を図る上で必要な区間を一体的に管理します～

国土交通省は、河川整備の実施等に伴い、令和5年9月4日付で一級河川の指定及び指定の変更を行いました。

一級水系^(※)に係る河川の区間のうち、河川の形状、流域の地形、土地利用などを踏まえて、一体として管理する必要がある区間については、河川法第4条第1項に基づき国土交通大臣が一級河川として指定しています。また、既に指定済みの区間において、流路の変更など一体として管理する区間の変更が必要となった場合には、一級河川の指定の変更等を行っています。

(※) 国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したもの

今回は、河川整備の実施等に伴い、令和5年7月28日の社会資本整備審議会河川分科会(第65回)での審議等を経て、令和5年9月4日付で一級河川の指定及び指定の変更を行いました。

【今回の一級河川指定等】

水系名	河川名	道県名(市町名)	区分	管理主体
石狩川	カネオペツ川 ^{がわ}	北海道(夕張市)	変更	国
	しろがねがわ 白金川			
阿武隈川	あゆりがわ 阿由里川	福島県(矢吹町)	新規	福島県
利根川	こやぶがわ 小敷川	栃木県(鹿沼市)	変更	栃木県
筑後川	ほうしがわ 法司川	福岡県(小郡市)	変更	福岡県

【今回の一級河川の指定等を行った後の河川数及び河川延長】

河川数 14,083河川(14,082河川)

河川延長 88,099.7km(88,095.9km)

※()内は今回の指定前の一級河川指定状況

問い合わせ先

国土交通省水管理・国土保全局水政課 企画専門官 津島
総務係長 大山

TEL 03-5253-8111(内線35-222、35-223)
03-5253-8439(直通)

一級河川指定等の全国位置図

① 石狩川水系
カネオペツ川、白金川

② 阿武隈川水系
阿由里川

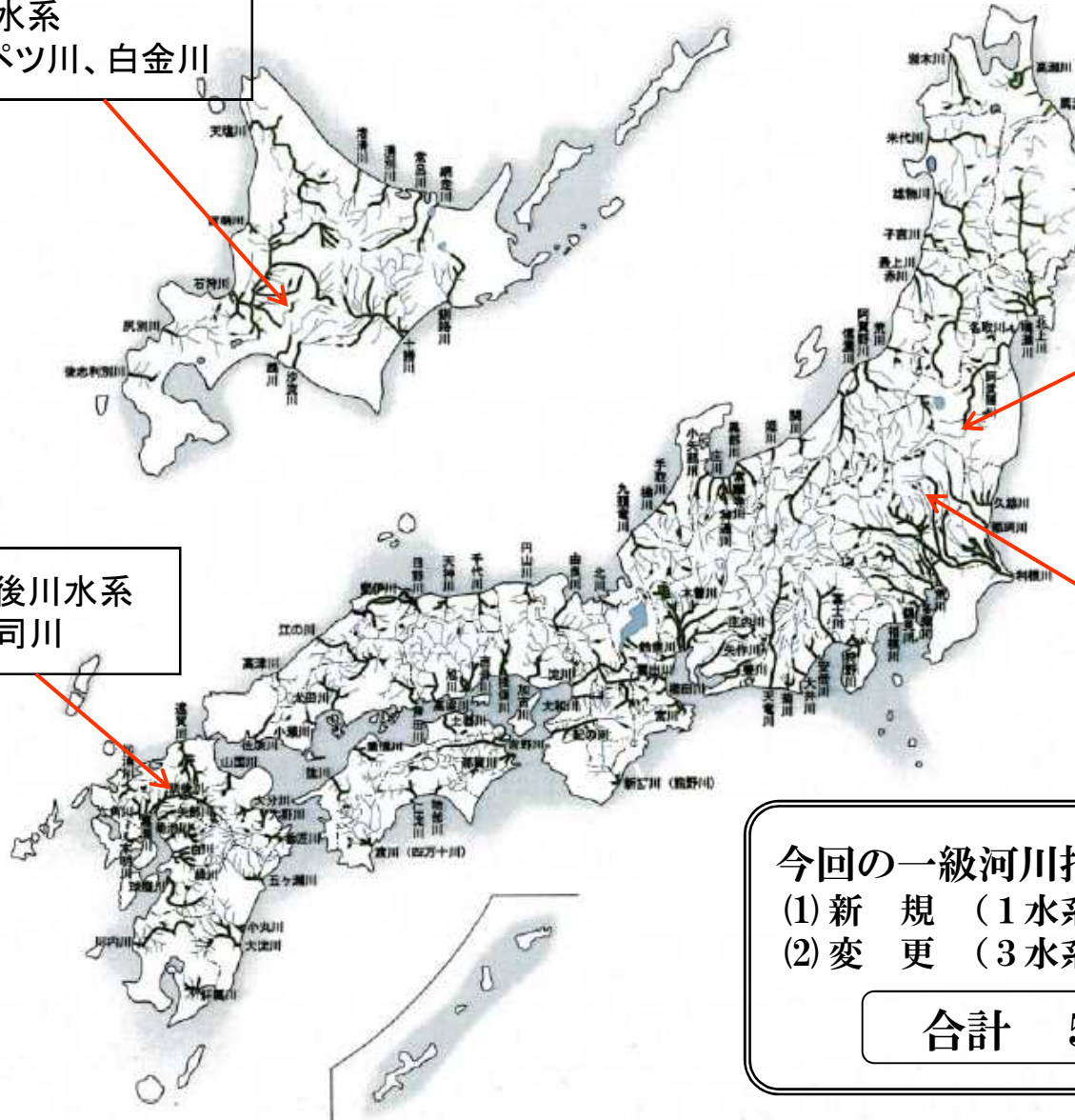
④ 筑後川水系
法司川

③ 利根川水系
小藪川

今回の一級河川指定等

(1) 新規 (1水系) 1河川 2.8 km
(2) 変更 (3水系) 4河川 1.0 km

合計 5河川 3.8 km



一級河川指定等の一覧表

	水系名	河川名	道県名(市町名)	区分	指定等の延長	指定等の理由	管理主体
①	石狩川	カネオベツ川 ^{がわ}	北海道(夕張市)	変更	増 0.3km	ダム計画変更により、影響が及ぶ河川の区間が変更となるため、一級河川の指定の変更を行うもの。	国
		しるがねがわ 白金川			増 0.6km		
②	阿武隈川	あゆりがわ 阿由里川	福島県(矢吹町)	新規	増 2.8km	令和6年度より広域河川改修事業の実施を予定しているため、準用河川の必要区間について一級河川の指定を行うもの。	福島県
③	利根川	こやぶがわ 小藪川	栃木県(鹿沼市)	変更	増 0.1km	河川改修事業による調節池整備工事が令和4年度に完了したことから、一級河川の指定の変更を行うもの。	栃木県
④	筑後川	ほうしがわ 法司川	福岡県(小郡市)	変更	増減なし	道路事業に伴う河川付替工事が令和4年度に完了したことから、一級河川の指定の変更を行うもの。	福岡県

【参照条文】

○河川法（昭和39年法律第167号）（抄）

（一級河川）

第四条 この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川（公共の水流及び水面をいう。以下同じ。）で国土交通大臣が指定したものをいう。

2 （略）

3 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

4 （略）

5 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、水系ごとに、その名称及び区間を公示しなければならない。

6 一級河川の指定の変更又は廃止の手続は、第一項の規定による河川の指定の手続に準じて行なわれなければならない。

（一級河川の管理）

第九条 一級河川の管理は、国土交通大臣が行なう。

2 国土交通大臣が指定する区間（以下「指定区間」という。）内の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うこととすることができる。

3～7 （略）